

徳島県職業能力開発校管理規則の一部改正（案）の概要

1 徳島県職業能力開発校管理規則について

この規則は、徳島県職業能力開発校の管理に関し必要な事項を定めるものです。

2 改正の趣旨

徳島県職業能力開発校は、徳島県立中央テクノスクール、徳島県立南部テクノスクール、徳島県立西部テクノスクールの3校があり、県内産業界に多くの技能人材を輩出しています。

産業を取り巻く環境が急速に変化する中、県内産業の持続的な成長・発展のため、新たな技術に対応した人材育成が行えるよう、テクノスクールの訓練科を再編することとしました。これに伴い、令和9年4月からの新体制での訓練実施に向け、訓練科名の変更を目的とした規則改正を行います。

3 改正の概要

別表第一（第三条関係）の「一 普通課程の普通職業訓練」及び「二 短期課程の普通職業訓練（在職者訓練を除く。）」の表について、次のとおり改正します。

（現行）

一 普通課程の普通職業訓練				
職業能力開発校の名称	訓練科	訓練生の定員	訓練期間	訓練開始の時期
徳島県立中央テクノスクール	理容科	二〇人	二年	四月
	美容科	二〇人	二年	四月
徳島県立南部テクノスクール	自動車整備科	二〇人	二年	四月

二 短期課程の普通職業訓練（在職者訓練を除く。）				
職業能力開発校の名称	訓練科	訓練生の定員	訓練期間	訓練開始の時期
徳島県立中央テクノスクール	電気環境システム科	一五人	一年	四月
	機械技術科	一五人	一年	四月
	金属技術科	一五人	一年	四月
	木工技術科	一五人	一年	四月
徳島県立南部テクノスクール	カラーコーディネート塗装科	一五人	一年	四月
徳島県立西部テクノスクール	電気工事科	一五人	一年	四月
	住宅建築科	一五人	一年	四月
	自動車整備科	一五人	一年	四月
	設備施工科	三〇人	六月	四月 十月

(改正案)

一 普通課程の普通職業訓練

職業能力開発校の名称	訓練科	訓練生の定員	訓練期間	訓練開始の時期
徳島県立中央テクノスクール	ヘアビジネス科	一五人	二年	四月
徳島県立南部テクノスクール	自動車整備科	二〇人	二年	四月

二 短期課程の普通職業訓練(在職者訓練を除く。)

職業能力開発校の名称	訓練科	訓練生の定員	訓練期間	訓練開始の時期
徳島県立中央テクノスクール	電気システム科	一五人	一年	四月
	メタルワークス科	一五人	一年	四月
	ヘアビジネス科 ダブルライセンスコース	五人	一年	四月
徳島県立南部テクノスクール	カラークリエイト科	一五人	一年	四月
徳島県立西部テクノスクール	電気設備エンジニア科	一五人	一年	四月
	伝統建築科	一五人	一年	四月

4 施行日

- ・令和9年4月1日より施行する。
- ・所要の経過措置を講ずる。